

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）
分担研究報告書

更生相談所主体による補装具フォローアップ介入の効果判定と周辺調査

研究代表者 高岡徹 横浜市総合リハビリテーションセンター センター長
研究協力者 渡邊慎一 横浜市総合リハビリテーションセンター 副センター長
研究協力者 加茂野絵美 横浜市総合リハビリテーションセンター 研究員

研究要旨

昨年度までの研究では身体障害者更生相談所（以下、更生相談所）主体による補装具フォローアップの実装や、仕組みづくりを実施してきた。本年度はその効果判定と、実装から得た知見や課題の整理を目的に調査やスコーピングレビューを実施した。

1. 更生相談所による介入効果：横浜市地域リハビリテーション協議会小委員会（以下小委員会）による市内全域の回復期リハビリテーション病棟への下肢装具フォローアップツール（以下ツール）の配布と、説明会開催を実施した。ツール活用を促すため、市内関連機関への周知活動も併せて実施した。ツール配布後のアンケート調査では補装具のフォローアップを実施していなかった機関でツールの配布を開始するなど一定の成果が得られた。
2. 研修会開催：医療職向けの研修会（北九州市・熊本市）を開催した。研修後のアンケート結果より研修会に対する満足度は100%高評価の回答であった。地域の支援者に対する教育の実施主体として、更生相談所は適格性、および実現可能性を備えており、研修は継続して実施すべきと考える。
3. 補装具製作事業者に対する調査：全国の補装具製作事業者に対しフォローアップ実施に関する課題や実施に必要な費用に関する調査を行った。フォローアップ実施が難しい要因として最も多かったのは人材不足であり、訪問での対応に必要なとされる経費は0円から5,000円が8割を占めていた。
4. スコーピングレビューによる動向調査：フォローアップに関する近年の知見と本研究事業で蓄積された知見とのギャップを整理する目的で、スコーピングレビューを実施した。近年における補装具フォローアップの文献数の上昇から関心の高まりが確認され、今後エビデンスの構築と利用者主体の対策が必要であることが示唆された。
5. スマートフォン向けアプリケーションを活用した補装具管理および通知機能の使用感に関する調査：補装具の利用者自身による管理を支援するアプリケーションの開発支援を実施し、その使用感を調査した。義肢装具等の利用者を対象に20名の回答を得た。登録のしやすさ等に課題はあるものの、通知機能等に対して概ね良好な反応を得た。
6. 適切なフォローアップに関する「【まとめ】課題と必要な取組等について」の作成：効果的なフォローアップ体制とスムーズな更生用装具への移行に着眼し、具体的な方策を集約、提言した。

A. 研究目的

補装具費支給制度において支給された補装具が支給後「壊れたまま使用されている」または「壊れたために使用できない」といった、不適切な状況が生じていることが課題となっている。令和2・3年度の「補装具費支給制度等における適切なフォローアップ等のための研究」では、支給された補装具のフォローアップ体制が散発的に実施されている状況が確

認され、支援者の教育が必要とされていることが明らかとなった。令和4年度の「補装具支給制度におけるフォローアップ体制の有効性検証のための研究」では更生相談所主体の補装具フォローアップを実施し、地域特性に応じた支援方法の検討を実施した。

本研究では昨年度構築した身体障害者更生相談所（以下、更生相談所）主体による地域レベルでの補装具フォローアップ体制を実装し、その効果検証を

実施した。また、昨年度までに蓄積された当研究事業の知見から得た課題の整理を目的に、補装具事業者に対する調査とスクーピングレビューを実施した。さらに、利用者自身による補装具管理の促進を目的にスマートフォンアプリ開発の支援と、開発されたアプリケーションの使用感調査を実施した。最終的に、他の分担研究者の研究成果を含めて、本研究事業で提案、実装したモデル案を集約し、「【まとめ】課題と必要な取組等について」を作成した。

B. 研究方法

1. 更生相談所による介入と効果

全国の更生相談所の役割として、地域リハビリテーションの推進や連携があり、横浜市においては地域リハビリテーション協議会（以下、リハ協議会）が役割の一端を担っている。昨年度は、この既存のシステムを活用し、地域リハビリテーション協議会小委員会を開催し、横浜地域に適した下肢装具フォローアップシステムの検討を重ね、回復期リハビリテーション病院（回復期リハ病院）へ配布する「下肢装具フォローアップツール（以下ツール）」を作成した。

本年度は、横浜市内の回復期リハ病院全施設に対し、作成したツールの配布と、ツール活用のための説明会、周知活動を実施した。

介入①：ツール配布（別添資料 i）

配布方法：紙面の郵送および、横浜市地域リハビリテーション協議会ホームページ（URL：

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fukushi/annai/zaitaku/service/riha-kyogikai.html>）への掲載。

配布および掲載日：2023年5月

郵送先：横浜市内全回復期リハ病院 26 か所

配布部数：260 枚（各施設 10 枚）

介入②：ツール周知活動

2023年5月～2月の期間に周知先を委員会構成員により決定、調整し、周知活動を随時行った。

・ツール使用感アンケート調査

対象：市内回復期リハ病院 26 施設

調査形式：Web アンケート

質問内容：

- ・ 設問 1：施設名
- ・ 設問 2：配布された「下肢装具ツール」（紙面）は手元に届いたかどうか
- ・ 設問 3：ツールはユーザーへの情報提供に有用だと思うか
- ・ 設問 4：（設問 3 で「あまり有用でない」、「全く有用でない」と回答した回答者を対象に）有用でないと思う理由
- ・ 設問 5：ツールをすでに使用しているか？または今後使用する予定はあるか？
- ・ 設問 6：（設問 5 で「使用する予定はない・または困難である（自施設のツールを既に使用している場合を除く）」と回答した回答者を対象に）使用していない理由
- ・ 設問 7：その他意見・感想、であった。

実施期間：2023年12月14日～2024年2月29日

2. 更生相談所主催研修会の開催

①医療関係者向け研修会の開催（北九州市）

北九州市更生相談所主催で医療機関向けに以下の日程で研修会を実施した。

開催日時：2023年10月6日 19：00～20：45

開催地：ウェルとばた 中ホール（北九州市戸畑区汐井町 1-6）

テーマ：『おさえおきたい補装具費支給制度のポイント —補装具を効果的に使いつづけるために』

内容：補装具を効果的に使い続けるために必要な補装具支給制度の知識

②医療関係者向け研修会の開催（熊本市）

開催日時：2023年12月1日 18：00～20：00

開催形式：オンライン配信（ZOOM ウェビナー）

内容：補装具に関わる制度や支給事務に関わる知識（参考資料 1）

その他、3月に福岡市の介護支援専門員、福祉用具専門相談員を対象とした研修会、高知県の近森リハビリテーション病院にて医療従事者に向けた研修会、鹿児島県で開催された「快護生活フェス 福祉機器展&セミナー in 鹿児島」にてセミナーを実施した。

①、②開催後に参加者を対象に参加者の情報集計と、講習会実施後アンケートを実施した。

3. 補装具製作事業者に対する調査

対象者：一般社団法人日本車椅子シーティング協会 協会員 120 事業者、および一般社団法人日本義肢協会 正会員 252 事業者。両方の協会に加盟している場合は、どちらか一方のみの回答を依頼した。

調査形式：Web アンケート

実施期間：2023 年 6 月 18 日～7 月 31 日

質問内容：

- ・ 設問 1：加盟団体
- ・ 設問 2：納品後に事業者から利用者に対して補装具の使用状況、適合状況等の確認（フォローアップ）を行っているか
- ・ 設問 3：フォローアップの実施対象の補装具の種類
- ・ 設問 4：（設問 2 で「行っていない」と回答した回答者を対象に）フォローアップを行っていない理由
- ・ 設問 5：不具合や不適合に利用者宅への「訪問による対応」が必要となった場合に必要費用
- ・ 設問 6 訪問対応の費用に関してその他コメント（自由回答）

4. スコーピングレビューによる動向調査

使用データベース：医中誌・CiNii Research

検索対象期間：1990 年 1 月～2022 年 12 月 14 日

検索式：（“義肢” “義足” “義手” “装具” “車いす” “車椅子”） AND （“装具外来” “フォローアップ” “修理” “再作製” “メンテナンス” “保守管理”）

含有基準：対象が生活期のフォローアップであること、および課題提示、介入、取り組みの記載いずれかがあることとした。

抽出したデータ：研究著者、発行年、対象補装具、出版形式、機関分類、著者職種、出版分類、研究デザイン、取り組み内容

5. スマートフォン向けアプリケーションを活用した

補装具管理および通知機能の使用感に関する調査
対象：登録時年齢が 18 歳以上で、過去に補装具を作製した横浜市総合リハビリテーションセンター利

用者。

使用アプリケーション：ミライロ ID（株式会社ミライロ、東京）に補装具管理および通知機能が追加されたテストバージョン（国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）の情報バリアフリー通信・放送業務提供・開発推進助成金によりミライロが開発中の補装具管理および管理プッシュ型情報提供システム）

調査形式：対面による質問紙調査

調査期間：2024 年 1 月～2 月

質問内容：参考資料 2 参照

その他調査項目：不具合の発生記録、その他懸案事項。

6. 「【まとめ】課題と必要な取組等について」の作成

昨年度実施した座談会によって得られたフォローアップに関する課題とモデル案を集約し資料作成を行った。

（倫理面への配慮）

アンケート結果の公表においては個人名・個別の病院名が分からないように配慮する旨を通知している。スマートフォン向けアプリケーションを活用した補装具管理および通知機能の使用感に関する調査に関しては、事前に横浜市総合リハビリテーションセンター倫理委員会の承認を得たうえで実施した。本調査は倫理面に問題がないと判断する。

C. 結果

1. 更生相談所による介入と効果

介入②：ツール周知活動

周知活動の概要を表 1 に示す。

表 1 対象と内容

対象	周知方法
回復期リハ病院	説明会の開催
地域ケアプラザ（地域包括支援センター）	地域ケアプラザ役員会
地域の支援者	訪問リハビリテーション連絡会 横浜市総合リハビリテーションセンター地域支援課の関連機関への周知

	神奈川県地域リハ支援連絡会への参加
	ケアマネットつづきケアマネ部会
行政機関	区障害者支援担当者会議への参加
	区高齢者支援担当者会議への参加
中途障害者地域活動支援センター	中途障害者地域活動支援センター所長会への参加

・ ツール使用感アンケート調査

26 施設中 18 施設(回答率 69.2%)の回答を得た。アンケート結果は参考資料 3 に示す。自施設のツールを使用していなかった10施設においてツールの使用の開始や使用の検討が行われた。

2. 更生相談所主催研修会の開催

① 医療機関向け補装具研修会の開催 (北九州市)

参加者の内訳を表 2 に示す。

表 2 参加職種内訳

職種	人数
理学療法士	24
作業療法士	10
言語聴覚士	6
義肢装具士	3
ケアマネージャー	2
相談員	1
計	46

研修会で印象に残ったことや感想は以下の通りである。

- ・ 補装具制度の勉強になった。(2)
- ・ 補装具の定義、概要を知れて良かった。
- ・ 補装具に関して日頃から興味を持ちたいと思いました。
- ・ 補装具管理手帳のことや、補装具のフォローアップの必要性について知ることができる良い機会となりました。(2)
- ・ 補装具のフォローアップで確認する所を学べて良かったです。
- ・ 装具チェックアウトを利用者、支援者に対して理解してもらう必要があると感じました。
- ・ 装具をつけている方へのメンテナンスの事など知れてとても勉強になりました。
- ・ 補装具に意思伝達装置や補聴器が含まれていたことに驚き、再度勉強したいと感じました。

- ・ 様々な制度により、装具作製に使う順位があることを初めて知った。
- ・ 補装具のチェックポイント→知っているだけでもそこに目を向けられるようになるなど、とても重要な事と感じました。
- ・ 行政の考えを学べた。
- ・ 相談する窓口がはっきりしているので良かった。
- ・ 下肢装具管理手帳の存在を知れたので良かった。

② 医療従事者向け研修会の開催 (熊本県・市)

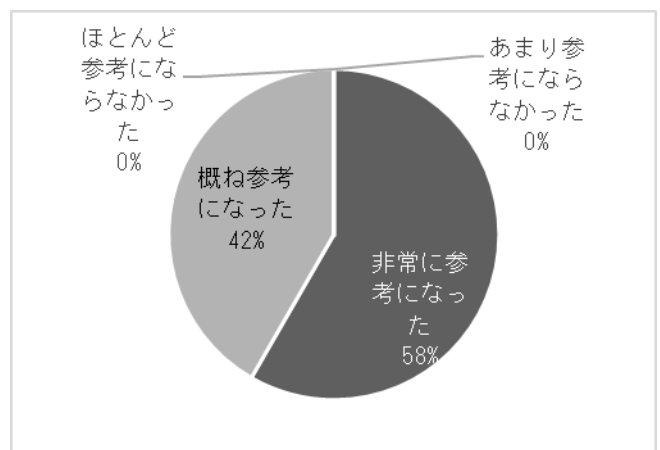
参加者は 73 名の登録があった。アンケートには 13 名の回答があり、結果を表 3 と図 1 に示す。

表 3 参加者職種内訳

職種	人数
作業療法士	4
理学療法士	2
医師	2
言語聴覚士	1
看護師	1
社会福祉士	1
義肢装具士	1
ソーシャルワーカー	1
計	13

アンケート結果を図 1 に示す。

図 1 研修会について



感想は以下の通りである。

- ・ 基本に沿ったわかりやすい研修で、再確認できました。

- ・ 補装具の基本的な考え方など改めて参考になりました。補装具種目別の内容など、今後聞かせていただくと嬉しいです。
- ・ 分かりやすい説明でしたのでとても勉強になりました。患者様は個別で様々なご希望等もありますので、ぜひご相談したいと思います。
- ・ 装具を修理する際、業者さんご持ち帰りの必要性があるため、予備の装具を作ったらどうですか？と言われます。予備というのは当たり前だと思っていましたが、制度上は考え方が違うということは初めて知りました。

3. 補装具事業者に対する調査

回答率は全体で 55.1% (回答数 182) であった。内訳は車椅子シーティング協会 59.2% (回答数 71)、の本義肢協会 53.2% (回答数 134) であった。

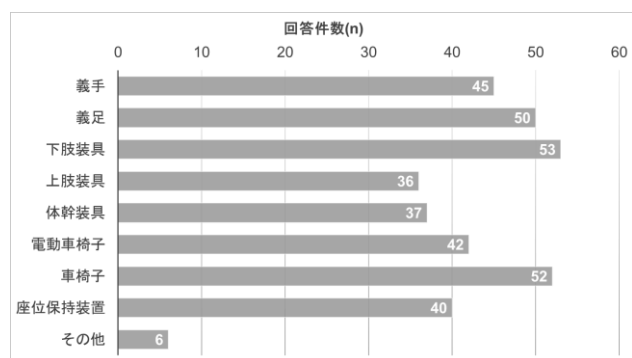
質問 2 の回答は表 4 に示す。

表 4 フォローアップ実施の有無

	回答数	割合 (%)
はい	87	47.8
いいえ	95	52.2
Total	182	100

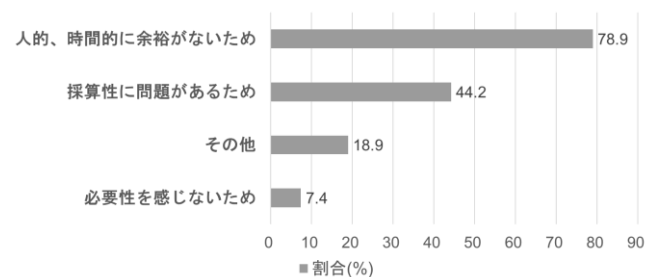
質問 3 の結果は図 2 に示す。

図 2 フォローアップを実施している種目



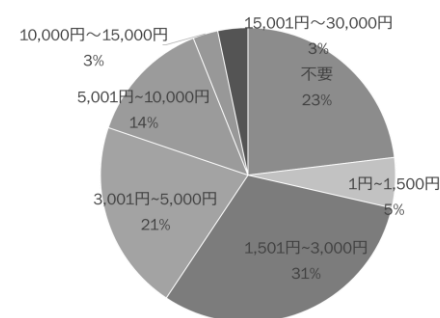
質問 4 の結果は図 3 に示す。

図 3 質問 3 「いいえ」の理由



質問 5 の結果は図 4 に示す。

図 4 「訪問対応」に必要な費用

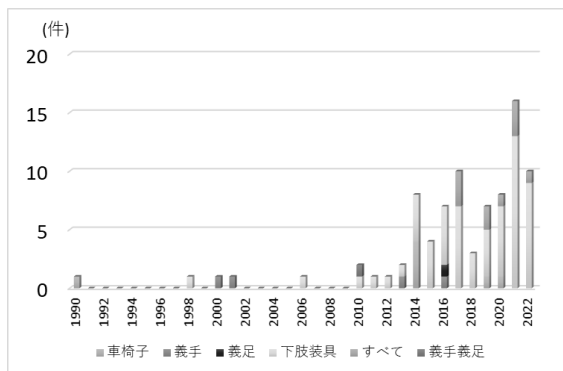


4. スコーピングレビューによる動向調査

4970 件の論文が抽出され、86 件を採用した。出版年は、2012 年以降が 78 件であった (参考資料 4)。取り組みに関する報告が 45 件、課題提示 32 件、介入 5 件、開発 1 件であった。対象機器は下肢装具 61 件、義肢・装具・車椅子 10 件、車椅子 7 件、義手 4 件、義足 1 件、義肢 1 件であった。出版形式は学会抄録 35 件、特集記事 27 件、原著論文 13 件であった。著者の所属機関は回復期リハビリテーション病院 20 件、製作事業者 19 件、装具外来実施機関 9 件であった。

課題提示記事の主な内容は、「生活期の下肢装具利用者のフォローアップ未実施が多い」、「1つの下肢装具の超長期使用者の存在の指摘」、「地域多職種連携の必要性」、「利用者、ケアマネージャー、理学療法士への啓発や教育の必要性」、「介護保険リハビリテーション実施機関と義肢装具士の連携の難しさ」などであった。

図5 出版件数年次推移



取り組み内容としては、「来所相談・装具外来の新設」、「装具情報共有ツールの配布」、「多職種連携を目的とした試み」、「持ち込み、訪問メンテナンス、修理」、「関係者への研修、勉強会の開催」、「フォローアップ連携システムの構築」などが挙げられた。効果検証内容としては装具外来等フォローアップの実績の集計であり、介入試験や後ろ向きコホート研究、単群試験の報告は存在しなかった。

5. スマートフォン向けアプリケーションを活用した補装具管理および通知機能の使用感に関する調査

アンケート調査結果を参考資料5に示す。

6. 「【まとめ】課題と必要な取組等について」の作成

「【まとめ】課題と必要な取組等について」は別添資料 ii に示す。全国更生相談所やシンポジウムにて配布し、補装具支援関係機関の啓発に活用する。

D. 考察

更生相談所の本来業務の一環として、地域リハビリテーションの推進があり、地域連携のための仕組みや支援者教育の研修が存在している自治体や更生相談所は多いと思われる。本研究では、その既存の仕組みを補装具フォローアップシステム構築に活用しその有用性を検証した。

1. 更生相談所による介入と効果

更生相談所主体による横浜市独自のシステムを介して下肢装具のフォローアップに関する介入を実施した。回復期リハ病院へ配布した「ツール」配布後のアンケートでは、フォローアップを実施していなかった施設がツールの使用を開始するなど一定の成果があった。回復期リハ病院でのツール利用により、

健康保険で初回に作製した装具から障害者総合支援法による更生用装具への移行がより円滑に行われることが期待される。いったん更生用装具で作製することを経験すれば、その後の支援にもつながりやすくなるを考える。

また、地域リハ小委員会の構成員は地域の多岐にわたる機関の所属により構成されており、地域支援の様々な機関へ啓発することにつながった。作成した「ツール」は使用されることで効果を発揮するため、多くの支援者に周知されることが重要であり、今後も継続して啓発することが重要と考える。

2. 更生相談所主催研修会の開催

研修会後のアンケート結果では、すべての参加者が「概ね参考になった」、「大変参考になった」と返答しており、満足度の高い研修内容を提供できたと考える。参加の医療従事者の感想としては、「制度に関する知識を習得できた」という内容が多く、複雑な補装具支給制度の理解のニーズがあり、今後も継続的に更生相談所として情報を提供していく必要があると考える。

3. 補装具製作事業者に対する調査

補装具のフォローアップを実施している事業者は、約半数であり、実施種目としては、車椅子、下肢装具、義足が上位であった。フォローアップを実施できない理由は「人的、時間的余裕がないため」が7割を超えており、マンパワー不足が理由となっていることがわかった。訪問修理対応に必要とされる費用は「不要」から30,000円まで様々であったが、不要～5,000円以下という返答が約80%を占めていた。補装具製作事業者はフォローアップを実施する主体として重要な位置づけにあるが、フォローアップシステムの持続可能性を考えていくためには、費用の問題以上にマンパワー不足を考慮した効率的なフォローアップシステムが必要であることが示唆された。

4. スコーピングレビューによる動向調査

フォローアップへの取り組みは、直近10年の報告が90%を占めていることから近年の関心の高まりが示唆された。一方で同一著者の報告が多く関心に偏りがあることが課題である。フォローアップに関する課題として多く挙げられていたキーワードと、取

り組みとして多く上がっていたキーワードの多くは一致しており現状の課題への対策が取られていた。

しかし、「利用者の教育」は重要な課題であるが報告は1件のみであり、今後の対策が必要である。報告論文の対象機器は下肢装具が70.9%を占めていた。下肢装具は生活期の支援者の機器に関する認識や連携、支給に関する制度や相談先の理解不足が指摘されており[1]、補装具の中でもフォローアップに関して課題意識の高さが件数に反映されていたと考える。フォローアップに関するエビデンスに関する現状としては、本レビューで採用された報告の中に、定量的な効果比較検証の報告はなく、エビデンスの確立も今後の課題である。

5. スマートフォン向けアプリケーションを活用した補装具管理および通知機能の使用感に関する調査

利用者自身が補装具を管理する機能の必要性を経験した利用者は少なく、利用者自身が管理するという意識は低かったことが示唆された。アプリケーションに対する登録のしやすさや内容に関して意見はあったものの半数以上で良好な回答が得られた。アプリケーションの実際の運用は令和6年度中に実施される予定であり、今回の結果や運用後の声を参考にしながらアプリケーションの普及とより使いやすい仕様への改善を図り、アプリケーションを通した利用者主体の補装具管理を目指していく。

6. 「【まとめ】課題と必要な取組等について」の作成

作成した資料は補装具フォローアップに関する現状の問題点の整理と、補装具フォローアップが適切に行われるための関係機関の役割を整理したものとなっている。関係機関が適切なフォローアップ体制をとるための参考資料として活用されることが期待される。

E. 結論

更生相談所主体による補装具に対するフォローアップ体制構築のモデルとして、地域レベルでの仕組みの構築と支援者教育を実施した。

横浜市におけるこの仕組みを利用することによって、地域レベルの検討や支援者に対する啓発を行う

ことが可能であり、更生相談所主体の補装具フォローアップの方策の一つとして有用であると考ええる。

参考文献

- [1] 山崎友豊, 福元浩二, 細矢貴宏, 秋葉和征, 大本修平. 地域における下肢装具の実態調査. *理学療法学Supplement* **2016**, 858 (2017).

G. 研究発表

1. 論文発表

内田亜紀, 高岡徹, 渡邊慎一, 山崎文子: ALS に対する生活支援機器—上肢装具と ADL. *日本義肢装具学会誌*, 39, 279-284, 2023.

高岡徹: 子供の車椅子・電動車椅子—判定・支給をめぐる課題. *総合リハ*, 51, 1129-1130, 2023.

2. 学会発表

加茂野絵美, 高岡徹, 渡邊慎一: 義肢装具車椅子のフォローアップに関するスクーピングレビュー. 第39回日本義肢装具学会学術大会, 岡山, 2023, 10.

高岡徹: シンポジウム: 医学的リハビリテーションの立場から考える障害者権利条約. 第45回総合リハビリテーション研究大会, 東京, 2023, 11.

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

無

2. 実用新案登録

無

3. その他

無

参考資料 1 支援者向け補装具研修会資料

熊本県リハビリテーション専門職向け補装具研修会 2023
 令和5年度厚生労働科学研究費補助金補助金（障害者政策総合研究事業）
 補装具費支給制度等におけるフォローアップ体制の有効性検証のための研究（22GC1010）

おさえたいポイント
 一補装具を効果的に使い続けるために

横浜市総合リハビリテーションセンター
 リハビリテーション科医師 高岡 徹
 研究員・理学療法士 加茂野絵美

YRS
 コアス
 横浜市総合リハビリテーションセンター



本日の内容

Q1：手続きの問題
 補装具の制度を理解する

Q2：相談のタイミングの問題
 下肢装具の相談基準を理解する

Q3：どこに相談をしたい？
 相談先と必要な情報を理解する

おまけ：補装具のチェックポイント



Q1：制度について

YRS

脳卒中のリハビリテーション治療における福祉用具

2-4週間	3-6か月間	
急性期	回復期	生活期
発症		ゴール
リハビリテーション	自立生活	
医学リハ (医療機関)	社会リハ (福祉施設・地域機関)	
日常生活能力の獲得	生活スタイルの再構築・定着	機能・生活スタイルの維持

(伊藤科之典)

YRS

義肢装具等の使用目的

治療用

仮義足・治療用装具
 ⇒ 一時的な使用：
 医療保険、
 生活保護など

更生用

本義足・更生用装具
 ⇒ 恒常的使用：
 障害者総合支援法
 など

身体障害者手帳の所持

YRS

社会保障制度間の選択優先順位

優先順位	制度	
高い	損害賠償制度	自動車損害賠償責任保険など
↑	社会保険系	業務災害補償制度 労働者災害補償保険法、公務員災害補償法
	社会保険制度	健康保険、国民健康保険、介護保険、船員保険
↓	社会福祉系	社会福祉制度 障害者総合支援法、老人福祉法、 戦傷病者特別援護法など
	低い	公的扶助制度

YRS

福祉用具とは
 一福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成5年）

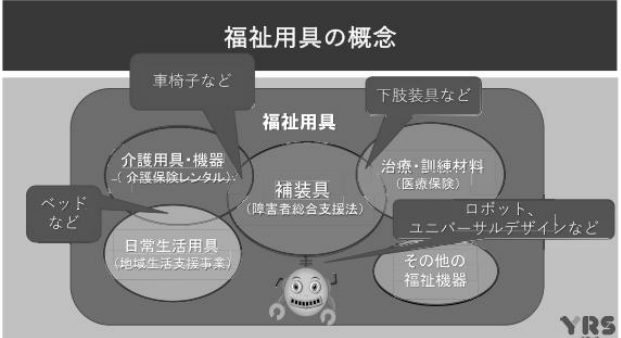
- 心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人又は心身障害者の日常生活上の便宜を図るための用具及びこれらの者の機能訓練のための用具並びに補装具をいう。

↓

- 日常生活用具、治療用装具、補装具（更生用）などを総称する用語

YRS

福祉用具の概念



福祉用具

- 車椅子など
- 下肢装具など
- 介護用具・機器（介護保険レンタル）
- 治療・訓練材料（医療保険）
- 補装具（障害者総合支援法）
- ロボット、ユニバーサルデザインなど
- 日常生活用具（地域生活支援事業）
- その他の福祉機器
- ベッドなど

YRS

補装具の種目（17種目）

◆身体障害者・身体障害児共通

義肢、装具（下肢、靴型、上肢、体幹）、座位保持装置、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、人工内耳（限定あり）、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置

◆身体障害児のみ

座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具

YRS

補装具とは（厚生労働省令）

障害者総合支援法で作製するもの；法律用語「身体障害者の取得が前提（除く、難病）」

1. 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつその身体への適合を図るように製作されたものであること。
2. 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間に渡り継続して使用されるものであること。
3. 医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること。

YRS

補装具の定義に関する説明 1

1. 障害個別に対応して設計・加工：身体機能の補完、代替を適切に行うための処方、選定に基づくものであり、またその使用に際しては、適合や調整を必要とするものをいう。
2. 身体に装着（装用）：必ずしも身体に密着させるということではない。いわば装置の使用という意味であり、障害種別に応じた多様な使用方法を含む。

YRS

補装具の定義に関する説明 2

3. 日常生活のために行う基本的な毎日のように繰り返される活動に用いることをいう。
4. 義務教育に限るものではなく、療育等を含めた広範な教育形態を意味し、また「就労」も企業での雇用に限るものではなく多様な働き方を意味する。
5. 継続して使用：原則的には種目、名称、型式に応じた耐用年数の期間を使用することをいう。

YRS

Q&A 1：脳卒中発症後に初めて作製する下肢装具を補装具として支給できるか？

A：治療目的で作製する場合、医療保険による治療用装具として支給する。その後、身体障害者手帳を取得すれば補装具として支給が可能。まずは、治療用装具として作製するのが適当

YRS

Q&A 2：下肢装具のタイプを変更するときは健康保険で作れるのか？

A：その作り替えの目的が治療なのかどうかポイントとなる。痙縮の変化や使用環境の変化などに伴う変更であれば、通常は補装具として新たに支給するものとする。

しかし、例えば足部の手術を行って、その術後治療の一環として装具の変更がなされる場合は、健康保険が適当である。

YRS

障害者総合支援法について

YRS

題名・目的・理念

○ 改正障害者基本法を踏まえ、法の目的規定を改正し、基本理念を創設することにより、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする。【平成29年4月1日施行】

目的の改正

- 「自立」の代わりに、新たに、「基本的な権利を享有する個人としての尊厳」を明記。
- 障害福祉サービスに係る给付に加え、地域生活支援事業による支援を明記し、それらの支援を総合的に行うこととする。

基本理念の創設

- 23年7月に成立した改正障害者基本法で、目的や基本原則として盛り込まれた、
- ① 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、同じく基本的な権利を享有する
 - ② 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を築く
 - ③ 可能な限りその身近な場所において必要な（中略）支援を受けられること
 - ④ 社会参加の機会の確保
 - ⑤ どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
 - ⑥ 社会的障壁の除去

といった重要な考え方を新法の理念としても規定することとしたもの。

題名

障害者自立支援法→障害者総合支援法(2017)

YRS

障害者の範囲の見直し

〇制度の存続のない支援を提供する観点から、障害者の定義に新たに難病等(治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって致令で定められるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者)を追加し、障害福祉サービス等の対象とする。【平成25年4月1日施行】

➡難病患者等で、症状の変動などにより、身体障害者手帳の取得ができないが一定の障害がある方々に対して、障害福祉サービスを提供できるよくなる。

➡これまで補助金事業として一部の市町村での実施であったが、全市町村において提供可能になる。

➡受けられるサービスが、ホームヘルプサービス、短期入所、日常生活用具給付だけでなく、新たに定める障害福祉サービスに広がる。

【対象】

- 障害者自立支援法における変更の対象者は、以下のとおり。
 - ・身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
 - ・知的障害者福祉法にいう知的障害者
 - ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者(発達障害者を含む、知的障害者を除く。)
- 身体障害者の定義 単純し、かつ一定以上の障害があるものを対象
- 身体障害者の範囲 身体障害者福祉法別表に指定列挙
- ➡症状が変動しやすいなどにより難病患者等が障害福祉サービスの対象外となる場合がある。
- 難病患者等福祉生活支援事業(ホームヘルプサービス、短期入所、日常生活用具給付)事業を実施する市町村に対し、国の補助金の一部を平成24年度予算(2億1,000万円、補助金予算事業)補助任疾病研究事業の対象である130疾患と難病ワーママの患者を対象

〇対象となる者の範囲については、致令で定めることとして、厚生科学審議会難病対策委員会での議論等を踏まえ、施行(平成25年4月1日)に向けて検討する。

YRS

障害者総合支援法の対象者は、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、認知症などのある成人と児童、そして300種類以上ある難病患者

高次脳機能障害と発達障害を含む

【対象】

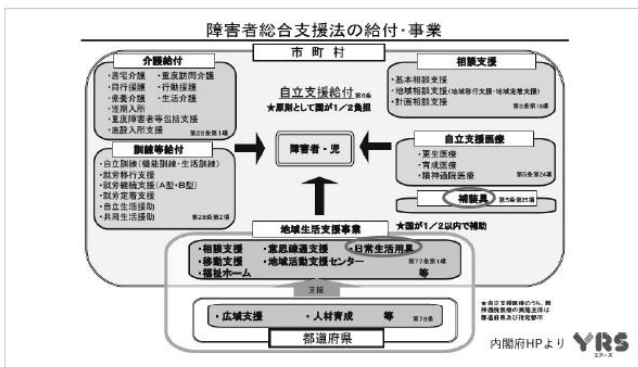
- 障害者自立支援法における変更の対象者は、以下のとおり。
 - ・身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
 - ・知的障害者福祉法にいう知的障害者
 - ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者(発達障害者を含む、知的障害者を除く。)
- 身体障害者の定義 単純し、かつ一定以上の障害があるものを対象
- 身体障害者の範囲 身体障害者福祉法別表に指定列挙
- ➡症状が変動しやすいなどにより難病患者等が障害福祉サービスの対象外となる場合がある。

難病：令和3年11月から、366疾患が対象

難病任疾病研究事業の対象である130疾患と難病ワーママの患者を対象

〇対象となる者の範囲については、致令で定めることとして、厚生科学審議会難病対策委員会での議論等を踏まえ、施行(平成25年4月1日)に向けて検討する。

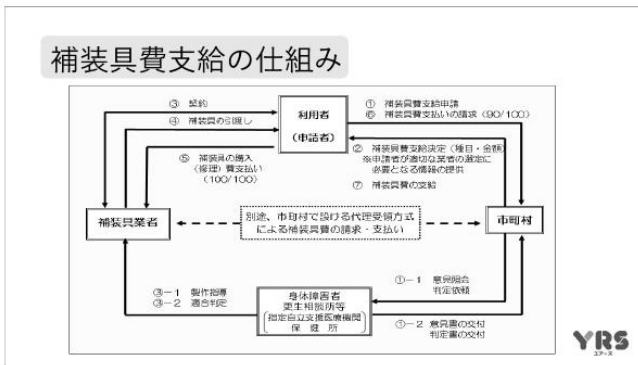
YRS



補装具費の支給決定の事務処理方法

1. 身体障害者更生相談所による直接判定
2. 身体障害者更生相談所で医師意見書による書類判定：文書判定
3. 市町村による決定(身体障害者更生相談所の判定が不要)

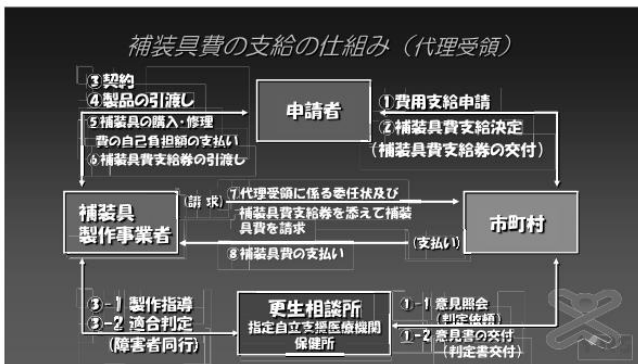
YRS



補装具費支給の仕組み：償還払いの場合

- ① 利用者が市町村に補装具費支給の申請を行う。
- ② 市町村は、身体障害者更生相談所等の意見を基に補装具費の支給が適切であるかを審査し、適当と認めた場合は利用者に対して補装具費の支給決定を行う。
- ③ 利用者は市町村から補装具費の支給決定を受けた後、補装具業者に補装具費支給券を提示し、補装具の購入(修理)等について契約を結ぶ。
- ④ 補装具事業者は、契約に基づき補装具の購入(修理)等のサービス提供を行う。
- ⑤ 利用者は、補装具事業者から補装具の購入(修理)のサービスを受けたときは、補装具の購入(修理)に要した費用を払う。
- ⑥ 利用者は、領収書と補装具費支給券を添えて、市町村に補装具費を請求する。
- ⑦ 市町村は、利用者からの請求が正当と認めた場合は、補装具費の支給を行う。

YRS



補装具費支給の仕組み：代理受領の場合

- ① と②は償還払いと同様
- ③ 利用者は市町村から補装具費の支給決定を受けた後、補装具業者に補装具費支給券を提示し、補装具の購入(修理)等について契約を結ぶ。
 - ・この際、「補装具費の代理受領に係る委任状」を作成する。
- ④ 補装具事業者は、契約に基づき補装具の購入(修理)等のサービス提供を行う。
- ⑤ 利用者は、補装具事業者から補装具の購入(修理)のサービスを受けたときは、要した費用のうち、利用者負担額を支払う。
- ⑥ 補装具事業者は、利用者負担額に係る領収書を発行するとともに、補装具費支給券の引き渡しを受ける。
- ⑦ 補装具事業者は、市町村に対し、「補装具費の代理受領に係る委任状」および補装具費支給券を添えて、補装具費を請求する。
- ⑧ 市町村は、補装具事業者からの請求が正当と認めた場合は、補装具費の支給を行う。

YRS

Q&A 3：障害者手帳6級（上肢7級、下肢7級）を所持している片麻痺者に下肢装具を支給できるか？

A：身体障害者手帳を所持し、障害部位としても下肢が含まれているので、医学的に必要性が認められれば、支給することは可能である。



Q2 相談のタイミング



よく目にする装具の不具合例

ベルトのほつれ



底材のはがれ



よく目にする装具の不具合例

ベルトがとどかない

傷ができる

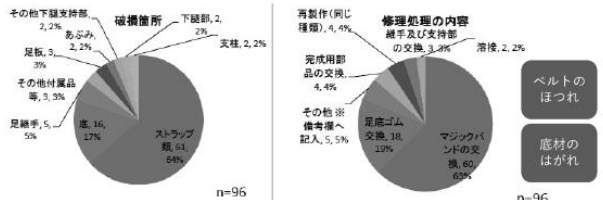
すき間が大きい

踵が奥まで入らない

➡ ひとつでも当てはまったら相談につなげてください



破損箇所と修理箇所



約80%がストラップと底部分

<http://www.rehab.go.jp/ri/kaihatsu/aikawa/chosaj.html> 【短下肢装具の破損・修理データ収集システムの構築】より

適切な装具を使用することが大切です

身体は変化します
装具は消耗品です

適切でないものを使用すると…
ケガをする
運動機能が低下する
早く壊れる



よくある修理部位と実費参考値

底材のはがれ	足底滑り止め交換	約1800円	踵手部分の交換	約5000-10200円
	内張りの交換	約1200円		皮ベルトの交換
ベルトのほつれ	ベルクロ	約1450円	あふみ	約7100円～
			靴タイプ 本底交換	約5800～8200円

※補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準

修理内容によって高額なものもある



作製にかかる実費

プラスチック製短下肢装具 平均32,881円
金属支柱付き短下肢装具 平均90,924円



※参考資料「治療用装具療養費について」https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutokatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000189388.pdf
<https://sougu1.com/>



補装具の修理・再作製に関する問題点

- すでに身体機能低下やケガ等につながっている可能性
- 実費で行うと、ものによっては費用が高額
- 大きな修理や、再作製には時間・費用を要する
- 制度を利用するのに申請に時間を要する（おおよそ1か月）
- 修理期間中、代用品の用意が基本的にない（オーダーメイド品のため）



大きな修理や再作製には利用者に不利益が生じるのが現状…

YRS

利用者の不利益を防ぐために

定期的な確認・メンテナンスを行う

- 専門家によるものは6か月に1回・最低でも耐用年数経過時点
- 小さな異常への対応により、大きな修理、再作製を予防ができる

日々の手入れを行う

- 長くいい状態を保つことが可能（清潔に保つ・皮部分の手入れ・体重や健康の管理）

2つ以上持っている場合は捨てない（利用できる状態のもの）

- 修理中・再作製期間の予備

YRS

Q3：相談先について

YRS

下肢装具に関する相談先



まず利用者さんの装具を作製した補装具製作事業者にご相談しましょう



その他

- 訪問リハ職員
- 市役所（区役所）福祉窓口
- 通所リハ職員
- 主治医
- 装具クリニック

YRS

もちろん、身体障害者更生相談所もOK！

1. 根拠法（都道府県は必置、指定都市は任意設置）
 - 都道府県：身体障害者福祉法第11条第1項
 - 指定都市：地方自治法施行令第174条の28
2. 身体障害者更生相談所数（全国77か所。支所含む）
3. 主な業務内容
 - ①専門的相談指導業務、②判定業務、③市町村相互間の連絡調整等、④巡回相談、⑤地域における身体障害者リハビリテーション・社会参加の推進事業
4. 職員配置

所長、医師、嘱託医師（リハビリテーション科、整形外科、外科、内科、眼科、耳鼻科）、身体障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、理学療法士、作業療法士、義肢装具士、言語聴覚士、ケースワーカー、保健師又は看護師、事務員等

YRS



相談の際に必要な情報



- 装具製作事業者
- 治療用装具 OR 更生用装具
- 身体障害者手帳の有無
- 作製した年月日 ⇒ 耐用年数
- 装具の種類
- 装具の状態
- 困っていること



YRS

装具の耐用年数について

- 耐用年数は、通常の装着等状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数・目安が示されたものであり、補装具費の支給を受けた者の作業の種類又は障害の状況等によっては、その実耐用年数には相当の長短が予想されるので、再支給の際には実情に沿うよう十分配慮すること。
- 例
 - 車椅子・電動車椅子：6年
 - 短下肢装具：両側支柱：3年、硬性支柱なし：1.5年
 - 靴型装具：1.5年、 など

YRS

装具の耐用年数について

耐用年数とは・・・支給された補装具が修理できなくなると想定された年数のこと

➡ 再作製可能な目安です

長下肢装具	短下肢装具	
 3年	 硬性（支柱あり） 3年	 硬性（支柱なし） シューホーン 1.5年
	 軟性 2年	 ゲイトソリニュー 3年

<https://sougu.com/>

YRS

Q&A 4：耐用年数を過ぎれば新しい装具が作れるのか？

A：耐用年数を過ぎても、使用に耐えうる状態であれば修理等を行い、継続使用していただくのが原則。一方、耐用年数以内であっても、破損等によって修理が不可能な状況であれば、新規作製することは可能。その場合、意見書・判定書に理由を記載する。

YRS

Q&A 5：複数個支給について

1 種目 1 個が原則

Q：下肢装具を2つ支給できるか？

A：可能。例えば、常用、作業用として

予備

Q：車椅子を2台支給できるか？

A：可能かもしれない。常用、作業用として

屋内用・
屋外用と
いう考え
もない

Q：義足を2足支給できるか？

A：完全に作業用の義足として、形状も異なるような場合には可能

YRS

Q&A 6：基準表に入っている完成用部品であれば誰にでも支給できるか？

A：できない。適応がある。

例えば、高機能膝継手が認められるのは、他の継手では歩行が困難な場合や、就労上の要件で膝折れ防止の必要性が高い場合などに限られる。

より
よいもの

あると
便利

YRS

Q&A 7：介護保険でレンタルが可能な車椅子を障害者総合支援法で支給できるか？

A：できない。

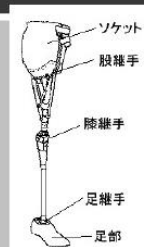
しかし、レンタル品がない場合は支給可能。例えば、サイズの問題や座位保持のためのサポートの問題などでクッション等の工夫が必要な場合などは検討が可能と考える。

YRS

おまけ： 補装具のチェックポイント

YRS

義肢の構造



(例)股義足

- ソケット
- 継手（肩肘手、股膝足）
- パイプ：骨格構造の場合
- 足部（手部）
- 懸垂装置
 - 腰ベルト
 - 肩つりベルト
 - 胸郭バンド

YRS

義手・義足のチェックポイント

- ソケットが合わない。皮膚が赤くなる。傷ができる。痛い。
 - 経過とともに断端は細くなるが多い。そうすると抜けてしまうことがある。傷もできやすい。空気もれる音がすることもある。
 - 一方、太くなることもある。そうすると、きつくて入りにくい。
- 使っていると重く感じる。
- 使っていると変な音がする。
- 歩きにくくなった。上手くつかめなくなった。
- 転びやすい。
- 外装が汚れた。破れた。

YRS

下肢装具・靴型装具のチェックポイント

- ベルトが切れた。マジックバンドの付きが弱くなった。
- 靴底や滑り止めがはがれた。すり減った。
- プラスチックにひびが入った。白く変色している。
- 使っていると変な音がする。
- 足継手の角度が変わってきた。
- 皮膚が赤くなる。傷ができる。きつくなった。ゆるくなった。
 - 経過とともに足の形は変化する。太さが変わることもある。
- 歩きにくくなった。

YRS

普通型車椅子各部の名称



- ① 手押しハンドル
- ② キャリパーブレーキ
- ③ ブレーキ
- ④ 駆動輪（後輪）
- ⑤ ハンドリム
- ⑥ ハブ（車軸）
- ⑦ ティッピングレバー
- ⑧ キャスター
- ⑨ フットサポート
- ⑩ レッグサポート
- ⑪ シート（座布）
- ⑫ サイドガード
- ⑬ アームサポート
- ⑭ フレーム
- ⑮ バックサポート

YRS

車椅子の調整例



YRS

車椅子のチェックポイント

- ブレーキがきかない。
 - ・ブレーキそのものの問題とタイヤの問題が考えられる。
- タイヤがすり減った。キャスターがすり減った。
- 臀部が赤くなる。傷ができる。痛い。
- 使っていると変な音がする。がたつきがある。
- 着脱や折りたたみの機構部分がスムーズでない。がたつく。
- 動かしにくくなった。タイヤがきれいに回転しない。
 - ・軸にゴミがからまっていることもある。
- シートが汚れた。破れた。たるんでいる。

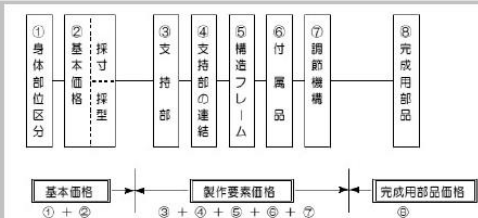
YRS

電動車椅子のチェックポイント

- ブレーキがきかない。
 - ・ブレーキそのものの問題とタイヤの問題が考えられる。
- タイヤがすり減った。キャスターがすり減った。
- 臀部が赤くなる。傷ができる。痛い。
 - ・電動モーターの振動が原因で起こることもある。
- 使っていると変な音がする。がたつきがある。
 - ・電動モーターの振動が原因で起こることもある。
- 着脱や折りたたみの機構部分がスムーズでない。がたつく。
 - ・電動モーターの振動が原因で起こることもある。
- 動かしにくくなった。タイヤがきれいに回転しない。
 - ・電動モーターの振動が原因で起こることもある。
 - ・軸にゴミがからまっていることもある。
- シートが汚れた。破れた。たるんでいる。

YRS

座位保持装置の価格体系



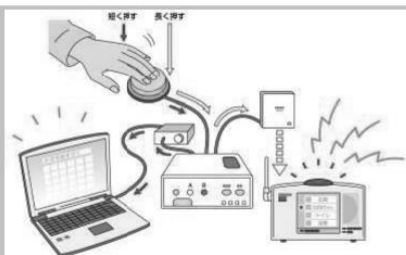
YRS

座位保持装置のチェックポイント

- フレーム部分は車椅子と同様。
- 座位保持部分について
 - ・皮膚が赤くなる。傷ができる。痛い。
 - ・成長や変形の進行により、身体に合わなくなることがある。
 - ・使っていると身体が倒れていく。
 - ・成長や変形の進行により、身体に合わなくなることがある。
 - ・クッションがへたってしまう。
 - ・カバーが汚れた。破れた。たるんでいる。

YRS

重度障害者用意思伝達装置の設定例



YRS

入力装置（スイッチ）

- ◆ さまざまなタイプのスイッチがあり、どれを選択するかが重要となる。
- ◆ 最近は視線検出式スイッチが使用されることも多い。

YRS

重度障害者用意思伝達装置のチェックポイント

- 病状の進行に伴って、使えなくなることがある。
 - 身体機能の評価を行い、スイッチの変更や本体の変更を検討する。
- 機器が反応しなくなる。
 - 機器の老化、接触の問題
 - 使い方、セッティングの問題
- 使わなくなることもある。
 - そもそもの使用目的を再確認する。使用方法を再指導する。

YRS

医療と行政の立場の違い

自治体・更生相談所によって考え方・判断が異なる場合があるため要注意

◆医療

- 目の前の患者さんのこと（だけ）を考える。
- より良い治療、最適な方法を考え、導入する。

◆更生相談所：行政

- 個性を大切にしながらも、住民（障害者）全体のことを考える必要がある。
- より良いものは認められない可能性がある。

YRS

フォローアップを行う体制は重要



YRS

フォローアップを行う体制は重要

- ◆ 第4回補装具の効果的なフォローアップに関するシンポジウム
- ◆ 2024年2月17日土曜日午後
- ◆ ハイブリッド開催：
東京駅周辺の会場とオンライン
- ◆ 参加費無料

YRS

「ミライロ ID マイ補装具」機能に関する有用性・使用感アンケート

提示のアプリケーションは身体障害者手帳アプリケーションへ作製した補装具の情報を登録・情報通知する機能を持つものです。アプリケーションを通してご自身の補装具の管理や支援者との情報共有にご活用いただく目的で開発されました。

アプリケーションに関する以下の質問へお答えください。

〈アプリケーション等を活用した所有する補装具の管理について〉

質問1 提示のアプリケーションのようにご自身のスマートフォンに所有する補装具情報を入力・表示できるような機能の必要性をこれまで感じたことはありますか？

1. 感じたことがある
2. 感じたことがない

〈ミライロ ID について〉

質問2 ミライロ ID というアプリケーションを知っていましたか？

1. 現在使用している
2. 知っていたが使用したことはない
3. 知らなかった

〈アプリケーションについて〉

質問3 アプリケーションへの登録のしやすさの印象をお教えてください。

1. とても簡単
2. 比較的簡単
3. どちらともいえない
4. 比較的難しさや煩わしさを感じる
5. 難しさや煩わしさを感じる

質問4 質問3で「比較的難しさや煩わしさを感じる」、または「難しさや煩わしさを感じる」と回答した方に伺います。どこに煩わしさを感じましたか？

質問5 登録された補装具情報の見やすさはいかがですか？

1. とても見やすい
2. 比較的見やすい
3. どちらともいえない
4. 比較的見にくい
5. とても見にくい

質問6 通知機能について

このアプリケーションでは作成から一定期間後に、ご使用の補装具のメンテナンスについてのお知らせ機能があります。

このお知らせ機能の必要性や利便性を感じますか？

1. とても感じる
2. まあまあ感じる
3. どちらともいえない
4. あまり感じない
5. 感じない

質問7 今後このようなアプリケーションが導入された場合使用したいと思いますか？

※「マイ補装具」機能使用には、アプリケーションへの「身体障害者手帳」の事前登録が必要です。

1. ぜひ使用したい
2. 場合によっては使用したい
(事前登録が不要、登録作業など手伝ってもらえる、安全性に納得できるなど)
3. わからない
4. 使用したくない
5. 使用することが難しい

質問8 アプリケーションに関して感想がありましたらお教えてください。(自由回答)

質問9 アプリケーションにこんな機能があったらいい、などご要望がありましたらお教えてください。(自由回答)

● 研究協力者記録欄

1 不具合の発生の記録

2 その他(懸案事項など)

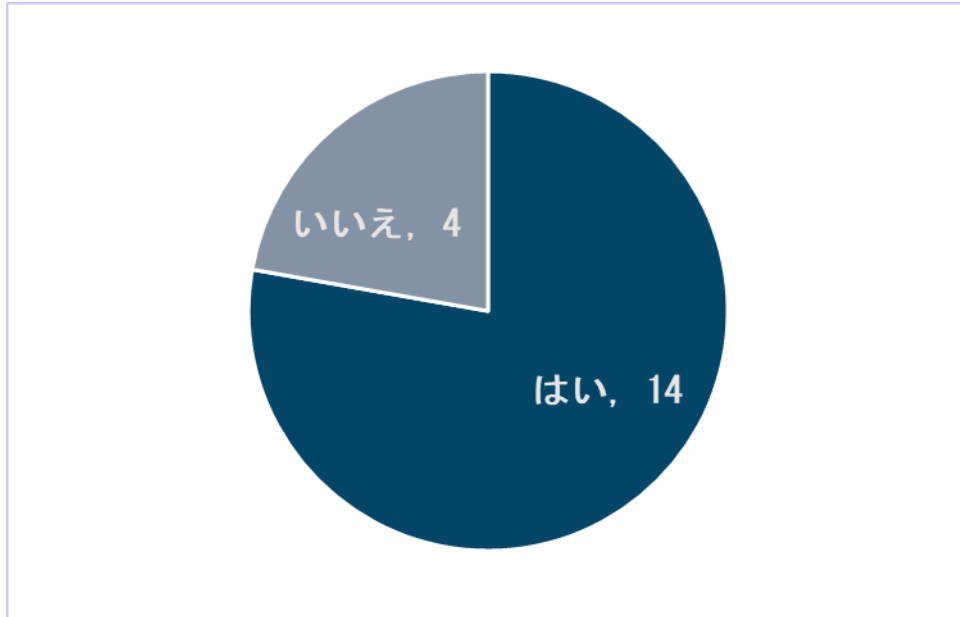
「下肢装具フォローアップツール」使用に関するアンケート

〈回答者背景〉

対象：横浜市内回復期リハビリテーション病院全 26 施設

回答施設：18 施設（回答率 69.2%）

質問 1 配布された「下肢装具フォローアップツール」（紙面）はお手元に届きましたか？



質問 2

「下肢装具フォローアップツール」は装具ユーザーへの情報提供に有用であると思いますか？	回答数
大変有用である	8
多少有用である	6
わからない	3
あまり有用ではない	1
有用でない	0

質問 3 有用でないと思う理由をお答えください。

自施設でフォローアップの案内をし、自施設でフォローしているため。

質問 4

貴施設において、ツールをすでに使用していますか？または今後使用する予定はありますか？	回答数
配布されたツールを使用している	1
配布されたツールを使用する予定がある	4
使用したいと思っているが使用するかは未定	5
自施設のツールを使用している	4
使用する予定はない・または困難である（自施設のツールを既に使用している場合を除く）	3
届いたか不明	1

質問 5 使用する予定はない・または困難である（自施設のツールを既に使用している場合を除く）と回答された方に伺います。その理由をお答えください。

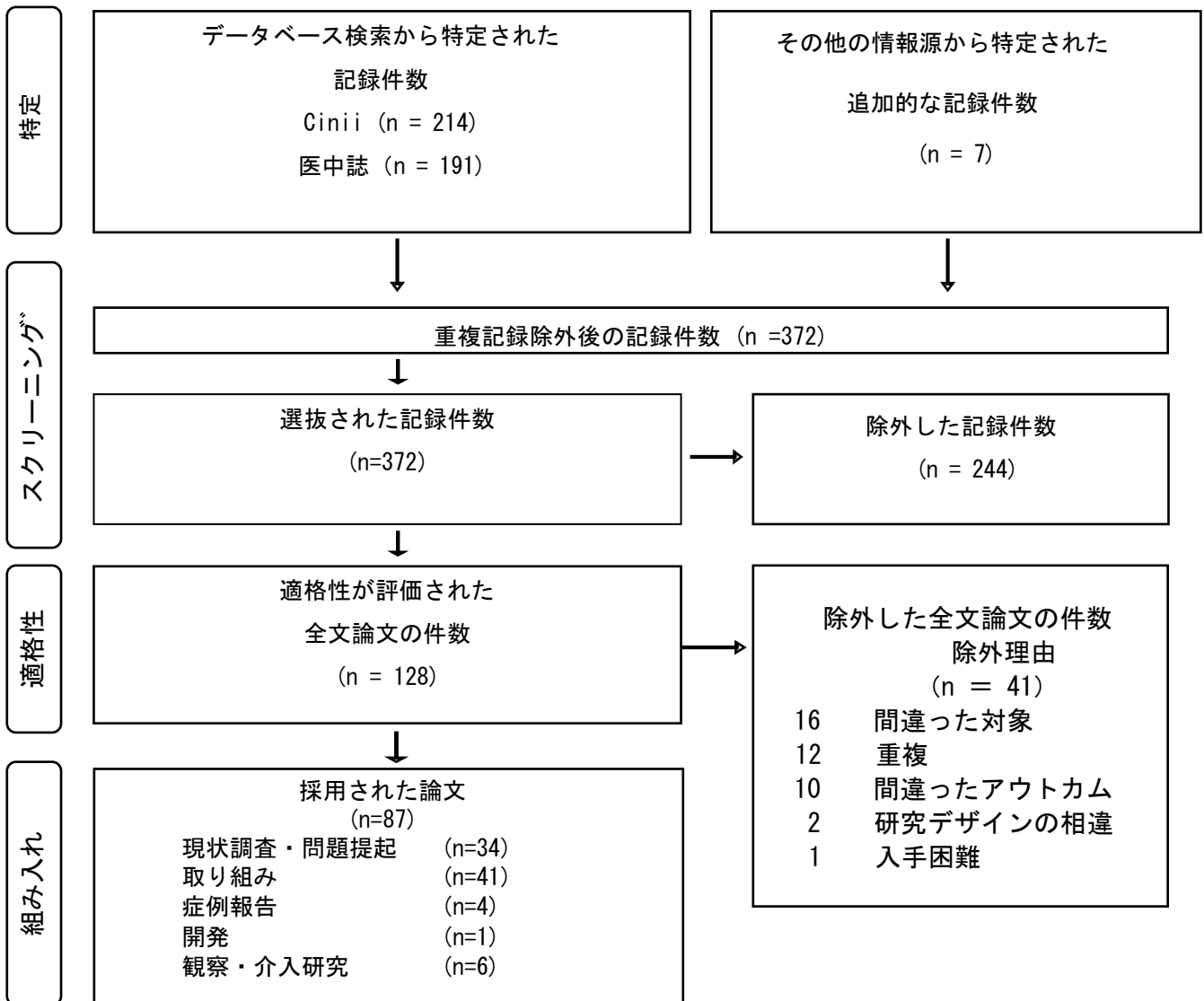
- ・ 医師の診察と外部委託の義肢装具士にて主に外来診察にて作り直しをしており、介入する機会がない。
- ・ 当院の現状としては、入院中に関しては週一度義肢装具士が来院しており、その方を通してフォローアップを行なっている。退院後に関しては直接的な関わりがなく義肢装具士、もしくはケアマネージャーに連絡してサポートを受ける形となっている。
- ・ 基本的には当院の外来診察である程度の期間フォロー、また、不具合あった際には再診もしているため。

質問 6 「下肢装具フォローアップツール」についてご意見・ご感想をお願いいたします。（自由回答）

- ・ カルテにスキャンして残すことにより患者情報（装具作成状況）の保管ができ修理や再作成時に使えます。
- ・ 訪問リハ側からは、装具をいつ作ったか、修理含めて説明があったかはとても重要な情報だと装具のツールについては良い意見を頂いています。うちは、緑区であり、患者が東京都、大和市、相模原市、川崎市の患者も来るので、頂いたツールを自施設用に改変させていただいています。
- ・ ほとんど出回っていない印象を受けます。入院中であれば新規作成時に PT が介入をしておりますが、外来にて作り直しの場合などはほとんど医師か義肢装具士で話が完結してしまい、話が回ってこないため。また、過去に作成したことがあり、長い期間使用されている方はほとんどが以前作成された場所で作り直しを希望されていることが多いため、こちらも介入の余地がない印象を受けます。
- ・ まだ、利用してないですが、今後しようを検討してみます。
- ・ どのくらいで定期的なフォローが必要か明記があってもいいと思いました。
- ・ わかりやすく、患者様側も注意して自らの体の状態を見るきっかけになるように思います。
- ・ 相談先の部分（赤字の下の記載）で区福祉センターに相談しようと思いますが、1 番下の連絡先が区福祉センターということでよろしいでしょうか？だとすれば、連続して書かれていた方が連絡先がわかりやすいように思います。
- ・ 下肢装具フォローアップツールが配布される前から、自施設で作成した「足と装具のセルフチェックシート」の使用を開始していました。

- ・ 自施設のものを使い始めてからも、患者さんや利用者の方からの意見やセラピストの意見を取り入れて改訂しながら現在も使っています。また、当院を退院して介護保険サービスを利用される場合は、連絡表とともにこのセルフチェックシートを地域の施設にもお渡ししています。
- ・ 今後も改訂や地域のセラピストやスタッフからの意見等の把握も行う必要性も感じており、現状では他のツールを使用することは考えておりません。申し訳ございません。アンケートありがとうございました。
- ・ 今後退院される患者様に配っていきたいと思います
- ・ 装具ノートの役割としてどこまで担っているかによって内容が変わってくるので急性期、回復期、生活期それぞれのフォローアップツールがあってもいいのではないかと思った
- ・ 地域での相談・問い合わせ先が記載されている点が、作製相談/案内において役立っております。
- ・ 当院では義肢装具士さんから、装具処方時に請求書とともにお渡しするという形で継続してきました。【義肢装具士より】・良かった点：今までこのような案内用紙がなかったので、ご本人やご家族へ装具についてお伝えする上で有用だったと思います。装具難民対策として有効な方法だと思います。・改善点：これは渡し方の問題ですが、セラピストに十分に周知できておらず、上記方法のためセラピストから関わる機会がなかったという意見がありました。また、用紙の1枚目プラスチックAFOの画像のところは、患者さんごとの装具の写真のほうがいいかもしれません。私見ですが、ここに作製した装具の継手に関する説明動画のQRコードなどあってもいいように思いました。【理学療法士より】・良かった点：装具相談窓口やリハビリテーションセンターのご連絡先など、リハサマリーには載せきれない内容が網羅されていてツール自体はとても良いと思います。リハサマリーと一緒にツールを同封するのでもいい方法かと思います。・改善点：当院ではあまりセラピストが関わっていなかったため、作製時はPOさんから患者さんと家族向けに、退院1か月前は退院前装具チェックと称して複製したツールを渡す（あるいはサマリーに同封する）機会を作ろうか検討中です。
- ・ 当院のフォローアップツールは作成から修理までが一括されたものとなっており、加えてご説明いただいたフォローアップツールと比較しても情報量が多い。利用者からの反応を十分に得ていないので、反応を確認していくことで、情報量の修正を図っていく必要があると感じた。
- ・ 何かあればご相談くださいと口頭で案内はしていますが、パンフレットとしてお渡しできるので、活用していきたいと思います。
- ・ 今までは簡単に口頭で患者様に伝える程度で施設として義務化していなかったため、若手スタッフは案内していなかったことが明らかになった。また装具業者も特に案内していないことがわかり、今回施設としてどうすべきか考える良い機会となった。運用していきたいと考えている。

参考資料 4 PRISMA2020 Flow Diagram



スマートフォン向けアプリケーションを活用した補装具管理および通知機能の使用感に関する調査

〈回答者背景〉

対象：登録時年齢が 18 歳以上

過去に補装具を作成された横浜市総合リハビリテーションセンター利用者

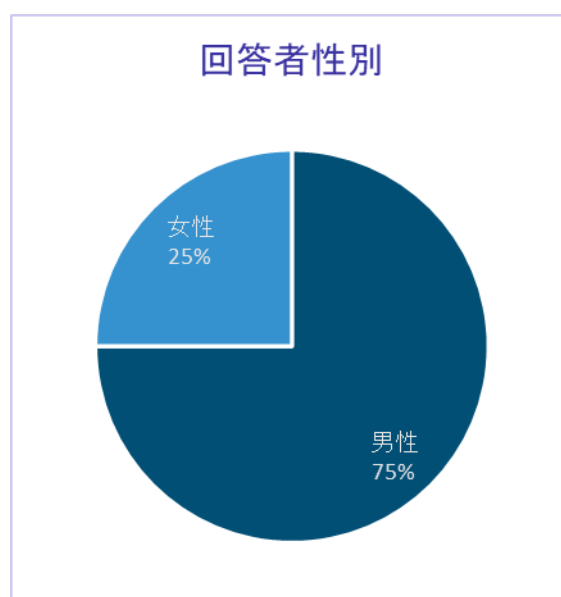
回答人数：20 名

〈アプリケーション等を活用した所有する補装具の管理について〉

質問 1 提示のアプリケーションのようにご自身のスマートフォンに所有する補装具情報を

入力・表示できるような機能の必要性をこれまで感じたことはありますか？

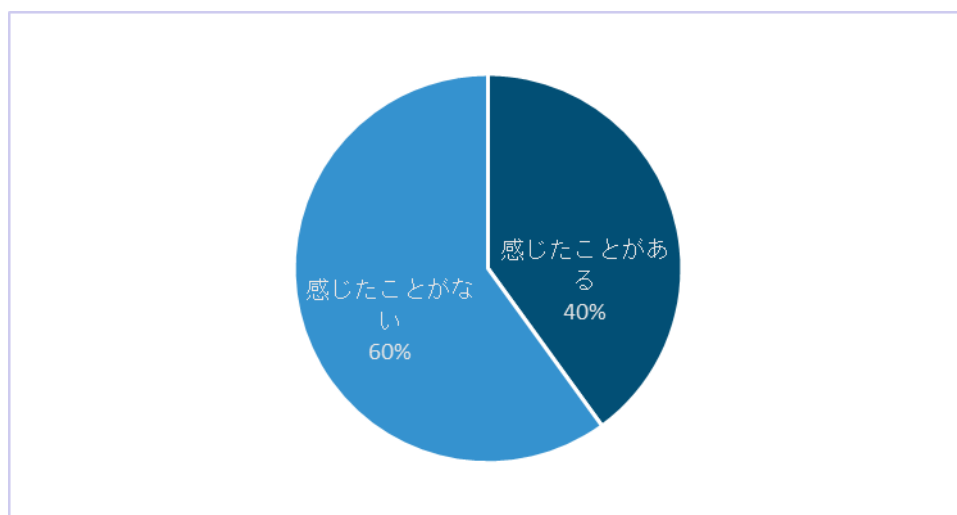
平均年齢	52.75
45 歳以下	3
46 歳以上 60 歳以下	14
61 歳以上 75 歳以下	3
76 歳以上	0



〈アプリケーション等を活用した所有する補装具の管理について〉

質問 1 提示のアプリケーションのようにご自身のスマートフォンに所有する補装具情報を入力・表示できるよ

うな機能の必要性をこれまで感じたことはありますか？



〈ミライロ ID について〉

質問 2 ミライロ ID というアプリケーションを知っていましたか？

現在使用している	5
知っていたが使用したことはない	2
知らなかった	13

質問 3 質問 2 で「比較的難しさや煩わしさを感じる」、または「難しさや煩わしさを感じる」と回答した方に伺います。どこに煩わしさを感じましたか？

- ・ (アプリ登録時) 体は今より動かない状態で、失語も重かったのでアプリ操作や内容の理解がとても大変だった。登録の手順を追うのが大変だった。
- ・ 写真を撮ること。
- ・ スマートフォンを操作すること自体が苦手意識や抵抗感がある。
- ・ 装具の QR コードの読み込みによる登録は簡単だと思う。しかし、初期の手帳の登録は難しそうである。カード型の身障手帳をスマホのカメラで撮影したら自動的に取り込まれるようにできないか (名刺読み込みのアプリのように)。
- ・ 登録までの期間がもう少し短い方がいい。
- ・ ミライロを登録してあれば簡単だと思う。
- ・ 装具の QR コードの読み込みのみならば、登録は簡単だと思う。

〈アプリケーションについて〉

質問 4 アプリケーションへの登録のしやすさの印象をお教えてください。

とても簡単	5
比較的簡単	7
どちらともいえない	5
比較的難しさや煩わしさを感じる	3
難しさや煩わしさを感じる	0

質問 5 登録された補装具情報の見やすさはいかがですか？

とても見やすい	7
比較の見やすい	7
どちらともいえない	4
比較の見にくい	2
とても見にくい	0

質問 6 "このアプリケーションでは作成から一定期間後に、ご使用の補装具のメンテナンスについてのお知らせ機能があります。このお知らせ機能の必要性や利便性を感じますか？

とても感じる	8
まあまあ感じる	11
どちらともいえない	0
あまり感じない	1
感じない	0

質問 7 今後このようなアプリケーションが導入された場合使用したいと思いますか？

※「マイ補装具」機能使用には、アプリケーションへの「身体障害者手帳」の事前登録が必要です。

ぜひ使用したい	7
場合によっては使用したい	7
わからない	6
使用したくない	0
使用することが難しい	0

質問 8 アプリケーションに関して感想がありましたらお教えてください。

- ・ 「補装具の種類」の記載は、横並びではなく個別の記載が見やすい。
- ・ 困るようなことがあったら使うことを考えるかもしれない。
- ・ 「マイ補装具」の「愛称」に合わせた絵のアイコンなどが選択できると見やすいのではないか。メンテナンスの通知の時期を選択できるといい。
- ・ アプリを知らなかったので、もっとアピール、プロモーションをしてほしい。
- ・ あればいざというとき便利だという印象。作り変えや、業者が変わったときに便利。
- ・ 一度登録して使用してみたいと思うが、装具に不具合が生じた場合などは便利だと思うが、その他使用場面はないかもしれない。
- ・ お知らせを消去したり、振り分ける機能がほしい。
- ・ 現状、活用場面を見いだせず、アプリのお知らせ情報を暇なときに見る程度。
- ・ 事業者からの情報が得られる、共有できたらいい。点検時期は、万歩計との連携や AI によって個人に合わせた調整をしてくれるといい（個人がどれだけ活動しているかで消耗が異なるため）。
- ・ スマートフォンを操作すること自体が苦手意識や抵抗感がある。
- ・ スマホを使わないのでよくわからない。
- ・ 通知機能について：お知らせは人によっては修理や再作製の押し売りのように感じるかもしれない。

- ・ 事業者への相談について：相談時に写真をつけて相談ができ、指示や助言が得られるとよい。
- ・ 特になし。登録のしやすさは実際にやってみないとわからない。
- ・ とてもいいのではないかと思います。
- ・ どの装具がいいかわからないので、何が自分に合っているのか知りたい。
- ・ 補装具チェック項目があるのはわかりやすい。相談するかどうかの判断ができる。
- ・ 生活に必要なことをスマホで完結しているので、手帳や補装具のことがスマホで完結できるのは助かる。
- ・ ミライロの ICON 自体目立たないので他のアプリから探し出すことが難しい。お知らせの情報の内容が難しいので登録してから一度も使っていない。
- ・ ミライロの登録の仕方がわからない。
- ・ （情報が）スマホに入っているのは便利。
- ・ 文字のサイズを変えられるといい。
- ・ 手帳を持っていない人も使えるといい。

質問 9 アプリケーションにこんな機能があったらいい、などご要望がありましたらお教えてください。

- ・ 「マイ補装具」から製作機関の修理などの予約までできると利便性を感じる。製作機関の混雑具合や順番が来たことのお知らせ機能などもあるとなおいい。現状では「マイ補装具」の利便性を感じにくい、さらに利便性が向上したら使用したい。
- ・ 不具合があったときに写真を撮って送信する機能があるといい。（不具合の状況をどう表現するのか難しい）
- ・ 事業者から「今の状態はどうですか？」と連絡がきて、返答できる機能。
- ・ メールのようにお知らせの内容を消去したり、振り分ける機能がほしい。
- ・ 他の事業者の装具がどんなものがあるかなど、そういった情報が得られるといい。補装具情報として他の利用者などの口コミが確認できたらいい。そういった情報が得られると Youtube など他のコンテンツとの差別化ができて、魅力的に感じる。
- ・ お知らせ機能から業者への相談がスムーズにできるようにしてほしい。
- ・ お知らせ機能のタイミング（期間）の設定変更。
- ・ ミライロで事業者の評価を何らかの形によって示してくれると、よいのではないか。
- ・ 横浜市のアプリ（横浜市障害福祉あんない）で障害情報（手帳情報）を登録している。（障害者手帳の期限等が登録できるが）医療者証の期限等、医療の情報も連携できるといい。
- ・ 事業者への相談の時に写真をつけて相談ができるとよい。
- ・ 「メーカーに相談」機能は製作事業者とのやり取りがスムーズに行えるのかが不安。製作した施設に来ている責任者、または製作補装具の担当者と直接やり取りができるならいい。
- ・ 病院の予約もできるといい。
- ・ 装具情報を利用者同士で交換できる SNS 機能や、歩き方や癖を解析してくれる機能。
- ・ （不具合の問い合わせに関して）選択肢から問い合わせ内容を選択できるといい。
- ・ 写真を載せられるようにしてほしい。（現在そのように自身の補装具情報を管理している）

- ・ 耐用年数など補装具制度に関する基本情報が得られるといい。
- ・ 補装具事業者の情報（得意分野など）情報がほしい。（作製するときに業者を尋ねられるが、よくわからない）
- ・ 装具の Q&A など調べられるといい。（躓く原因など）
- ・ 障害者同士がつながれるコミュニケーション機能があるといい。
- ・ 補装具の情報に写真やイラストがあると理解しやすい。文字だけだと苦しい。身近な情報のお知らせが来たらチェックすると思う。
- ・ 業者の場所もリンクしているといい。